

(目的)

1. 津市立三重短期大学（以下「本学」という。）は、教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献すること、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術の教授・研究によって有為な人材を育成することを、教育研究の理念としている。

以上の理念のもと本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、さらなる学問研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、研究データの管理・公開・利活用についての基本方針を示した研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

近年では、データ駆動型科学が広く進展し多様な成果を生み出す中で、その中核ともいえるオープンサイエンスの推進が肝要であり、研究データを科学者コミュニティで積極的に共有し、最大限利活用することが求められている。一方、研究活動のオープン化・国際化が進展する中で、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、健全性と公正性を確保するため、研究者には透明性の向上や研究成果に対する説明責任が求められている。

研究活動におけるデータの重要性は増大しており、学術研究をさらに発展させ、その成果を活用して社会を発展させるためには、高い学術的意義を有する研究データの利活用を促進することが不可欠である。

また、大学及び所属研究者が、将来においてよりよい研究を行うことを確保するためには、研究データの扱いに関するポリシーを定め、それに従い、適切な研究データの公開及び利活用が行われることが必要である。

本ポリシーは、本学の理念のもとに策定するものであり、オープンサイエンスの流れ（学術情報の共有、研究助成機関からの要求、研究再現性の確保等）から求められる機関内の研究データ管理体制を定めるためのものである。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

研究データとは、本学の研究活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」等がある。

本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、研究講演会等、本学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。

(研究者の責務)

3. 本学の構成員であって、研究に携わる者（以下、「研究者」という。）は研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識する。

研究に携わる者（研究者）とは、本学における研究、教育活動を担う者をいう。

具体的には、本学において研究活動を行う者であり、常勤、非常勤、学生等の身分を問わない。日本学術振興会特別研究員並びにどの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を利用して研究に従事している者を含む。

学生については、研究指導教員（副研究指導教員がいる場合は同教員を含む。）の指導に基づいて研究データの管理を行う。特に、データを公開しようとする場合は、指導教員の確認を必要とする。なお、学生が研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行う。

各種制度に基づいて受入れた本学所属ではない研究員、共同研究者については、システムの利用可否など研究環境が様でないため、受入機関の責任者または受入教員と相談の上、それぞれの研究環境に応じて同責任者・教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。

他機関（大学、民間企業、その他機関）等の所属であっても、本学に所属する研究者が研究代表者を務める研究グループの構成員として研究を行う場合、ここでいう研究者に含まれるかどうかは、資金配分機関が求める条件等を勘案し、研究代表者が決める。

複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくこと。また、他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と共同研究を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくこと。

研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者の他機関への転出においては、転出前後において研究データの価値が失われないように所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。

(研究データの管理等)

4. 研究データの管理および公開並びに利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令および本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究データの公開・利活用)

5. 研究者は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、法令や関係する学内外の規則等によって制限される場合を除き、可能な限り研究データを公開し、その利活用を促進する。

ただし、その決定は、法令および本学の規程上許される範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、以下に示す活動を実践することを指す。

- (1) 研究データ管理計画（DMP）の策定とその計画に従った管理、研究計画変更に伴う DMP の修正
- (2) 研究中の研究データの適切な保管・利用
- (3) 研究終了時の研究データの保存／廃棄の選別、保存期間の設定、延長、及び保存／廃棄の適切な実施

なお、研究データの保存・廃棄の選別や保存／廃棄の実施に関する方法や手順等について、分野特有の規定や慣例がある場合は、実施要領等に定めることとする。

研究データと併せて、メタデータの整備も行うことが望ましい。研究データのメタデータについては、令和 3 年 4 月 27 日の統合イノベーション戦略推進会議の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」で提示された「メタデータの共通項目」を基礎として、ガイドラインを定めることが望ましい。

また、研究活動に用いられた有体物等（試料、標本等）は、新たな観察・分析を行うことで、別の情報が得られる可能性があることから、潜在的にデータが蓄積されているとみなし、その有体物等の持つ情報（例：組成、形状、採取場所、精製方法など）も、メタデータとして管理・保存・公開することが望ましい。

「研究データの管理・公開」に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられる。研究分野及び研究者が多様であることから、研究データの管理・公開に関して一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ、研究データ管理を実施する。

本ポリシーでは、研究データに関わる一連の行為の中でも、「知的成果の社会還元」を重視し、研究データの「公開」と「利活用」を強調している。ここでいう研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

（大学の責務）

6. 本学は、研究データが、論文などと同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開し、その利活用を促進する。また、本学は、研究データの管理、公開および利活用を支援する環境を整える責務がある。

本学の所属研究者に提供する支援環境として以下が考えられる。

1. 研究データを管理するためのデータプラットフォームを提供する
2. 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する
3. 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する
4. 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ等での利活用を支援する
5. 研究データに関する契約、法務等を支援する
6. 研究データ管理の取組みを奨励する
7. 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程／実施要項等を定める
8. 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する

データの管理、公開については、本学と研究者の協力体制の元、責任を果たすこととする。

本学は、総合イノベーション戦略推進会議で提示された『公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方』に則り、研究者の国際的な研究プレゼンスを高め、学術研究における研究データの利用可能性を高めるため、研究者による研究データの利活用を促進し、その公開を支援する。

(ポリシーの改訂)

7. 本学は、社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

研究データ管理に関しては、近年例えば「G8 科学大臣及びアカデミー会長会合 (2013)」、「研究データの権利に関するソルボンヌ宣言 (2020)」といった研究データのオープン化に関する国際的動向、また我が国においても「第 5 期科学技術基本計画 (2015)」、「統合イノベーション戦略 2019 (2019)」等における「オープン・アンド・クローズ戦略」への考慮などが謳われる等、データ管理に関する社会や研究状況が大きく変わってきている。

今後も、データ管理に関わる社会や研究状況の変化が生じることが予想される。そこで、これら状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的及び倫理的要件を尊重した上で、本ポリシーについても常に見直しが必要とされる。

以上